

別記様式(第 11 条関係)

会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町国民健康保険運営協議会
令和 7 年度第 1 回運営協議会
- 2 会議日時 令和 7 年 7 月 30 日(水) 午後 7 時 30 分から
午後 8 時 20 分まで
- 3 開催場所 役場 1 階 101・102・103 会議室
- 4 参加者数
 - (1) 委員 出席者 9 名、欠席者 3 名 (A 委員、E 委員、F 委員)
 - (2) 執行機関 出席者 5 名
 - (3) その他 出席者 0 名
- 5 議事等
 - (1) 令和 6 年度国民健康保険特別会計決算状況について
 - (2) 第 3 期データヘルス計画 令和 6 年度保健事業進捗状況について
 - (3) 子ども・子育て支援金制度の導入について
 - (4) その他
国民健康保険 資格確認書及び資格情報のお知らせについて
- 6 会議資料の名称
 - 資料 1 令和 6 年度国民健康保険特別会計決算書
 - 資料 2 令和 6 年度国民健康保険特別会計 (決算説明資料)
 - 資料 3 第 3 期データヘルス計画 令和 6 年度保健事業進捗状況
 - 資料 4 子ども・子育て支援金制度の導入について
 - 別添資料 1 第 3 期データヘルス計画 (抜粋)
 - 別添資料 2 国民健康保険 資格確認書及び資格情報のお知らせ

7 発言の内容

事務局(課長) **次第1 開会**
富士川町国民健康保険運営協議会規則第8条に基づき、委員の2分の1以上の出席をいただきましたので、富士川町国民健康保険運営協議会を開催いたします。
また、本日の会議記録としまして、写真撮影と録音を行います。会議録につきましては、後日、ホームページで公表させていただきますので、併せてご了承ください。

事務局(課長) **次第2 委員及び担当職員の紹介**
(新任委員の報告及び担当職員が自己紹介を行う)

事務局(課長) **次第3 会長あいさつ**
会 長 (あいさつ)

事務局(課長) **次第4 会議録署名委員の指名**
富士川町国民健康保険運営協議会規則第6条に、会長が議長を務めることとあり、同規則第11条に、議長が2名の委員の指名をすることと規定されておりますので、指名をお願いします。
会 長 2号委員からB委員、C委員を指名します。

事務局(課長) **次第5 議事**
議事の進行を議長の会長をお願いします。

議 長 **議事1 令和6年度国民健康保険特別会計決算状況について**
事務局に説明を求めます。

事務局 (資料1、資料2を使い説明)

<主な説明>

1. 被保険者の状況(令和6年度末現在)

国保加入者は、町全世帯の29%にあたる1,794世帯、町民全体の19%の2,671人が加入しており、平均年齢は56.1歳です。加入者は減少、平均年齢は要ね令和3年から令和6年まで同じで変わらない状況です。

2. 歳入について

1 款「保険税」について、合計 296,370,939 円、収納率 87.21%（前年度比 0.1 増）となっています。

また、滞納額は 39,903,062 円、不納欠損額は 37 名分で 3,575,391 円となりました。前年度より収納率が上がった要因は、今年 5 月、出納閉鎖前に訪問徴収や電話による催促などが、納付につながったと考えられます。

5 款「県支出金」、普通保険給付費等交付金が 944,620,698 円でありました。これは、歳出の 2 款「保険給付費」に充てられる財源となっております。

7 款「繰入金」は、一般会計から国保会計に繰り入れている金額で、合計 120,243,896 円となりました。主な内容は、保険基盤安定（低所得者の保険税の軽減の補填分として国・県・町から規定に沿って繰り入れているもの）と職員給与費等であります。

8 款「繰越金」は 212,493,033 円で、前年度からの繰越金です。以上、歳入合計は 1,612,011,700 円で前年度比 33,177,778 円の減となりました。

3. 歳出について

1 款「総務費」は合計 16,170,148 円です。主な内容は、担当職員の人件費、電算処理委託費、郵便料などの事務費であります。

2 款「保険給付費」ですが、一般被保険者分とあります医療費にあたる部分が 943,463,440 円。前年度比 3,738,491 円の減となっており、被保険者の減少により、医療費も減少傾向にあると考えられます。また、歳出合計の 66%を占めています。

3 款「国民健康保険納付金」は、合計 393,348,545 円です。給付金は、県が保険給付費等の支払いの財源として市町村に納付を求めるものであります。

5 款「保健事業費」について、特定健康診査等事業費が 10,657,043 円とありますが、この中には人間ドックの助成金の 376,000 円を含んでいます。

助成制度は、ご自身で人間ドックを受診した方が健診結果を提出することで、最高 8,000 円が助成されております。令和 6 年度は 47 件の申請がありました。提出された健診結果は、特定健診の受診率に反映されてます。

6 款「財政調整基金積立金」について、令和 6 年度は 60,000,000 円の積立を行い、積立金合計は総額で 340,965,000 円となっています。以上、歳出合計は 1,443,115,147 円で、前年度比 10,418,702 円の増となりました。

4. 歳入歳出差引について

歳入合計から歳出合計を差し引いた歳入歳出差引額は、168,896,553 円(前年度比 43,596,480 円の減)となり、令和 7 年度会計に繰り越しています。

以上が説明となります。ご審議をお願いします。

議 長 実は前年よりも税収は減少ぎみです。やはり県の指導もあり、周りの市町村の関係上、富士川町だけ税額が高いとはいきませんので、少し下げています。

事務局の提案に対し、何か意見、質問などがありますでしょうか。

各委員 異議なし

議 長 無いようですので、議事 1 は承認されました。

議 長 議事 2 第 3 期データヘルス計画 令和 6 年度保健事業進捗状況について

事務局に説明を求めます。

事務局 (資料 3、別添資料 1 を使い説明)

<主な説明>

令和 6 年 3 月に策定した第 3 期データヘルス計画について、令和 6 年度末の進捗状況について報告いたします。

まず、資料の訂正をお願いいたします。

資料 3 の 1. 特定健診の事業実績および課題の課題について、「令和 5 年度実績値」とありますが、正しくは令和 6 年度の速報値は、58.3%であり、令和 5 年度の 61.4%より減少してしまった。」です。次に、5. がん検診の目標値 1)、2)ともに、上から 2 項目目に肝がんとありますが、肺がんの間違いです。訂正をお願いいたします。

1. 特定健診について

第 3 期データヘルス計画において、特定健診の最終目標として、令和 11 年度受診率 70%としております。

令和 6 年度の速報値は、58.3%となりました。法定報告が 10 月に行われるため、実際の数字とは異なりますが、令和 5 年度より低い値

となっております。原因としては、例年受診していた年齢層の方々が、後期高齢医療保険に移行となったことが考えられます。今後は、受診勧奨事業や、人間ドック助成金等の取組を継続し、受診率目標を達成できるよう取り組み、あわせて、HP や広報を用いて健診事業の周知を行いたいと思います。

3. 糖尿病重症化予防事業（ハイリスク者への保健指導）について
こちらは予算がかかる事業になっており、令和6年度は未実施となりました。今年度も予算確保ができておらず、医療機関への協力依頼が困難であるため、令和7年度も実施が難しい状況にあります。令和8年度以降、予算が確保できた年度から実施する予定です。

4. 糖尿病性腎症重症化予防事業（未治療者・治療中断者への受診勧奨事業）について

目標値は、令和11年度までに受診勧奨率100%としており、令和6年度に実施した事業では、治療中断者・未受診者ともに100%を達成しました。しかし、勧奨を行った者がその後病院受診したかどうかは明確ではなく、判断が難しい状況にあります。そのため、令和7年度からは、新しく連絡票というものを取り入れることとしました。まず、受診勧奨対象者を健診結果で抽出し、対象となった方には、健診結果説明会に呼出を行いました。その際に、これらの資料をお渡しし、医療機関受診する際に持参するよう依頼をしました。その後、医療機関で連絡票に記入をし、返信用封筒を用いて返送していただくという流れになっております。7月17日から配布を始め、既に2か所の医療機関から返送されました。この方法に変更した事で、受診勧奨をした対象者が、医療機関に受診したかどうか確認が容易にできるようになりました。今後もこの方法で受診勧奨を行っていきたいと思います。

6. 健康教室について

目標値・実績値は資料のとおりです。

別添資料1の最後のページに2025年度運動教室のチラシをつけさせていただきました。こちらは、まだ、町民の方に配布を行っておりませんが、委員の皆様には先行してお渡しさせていただきます。今年度もこのチラシの通り、各クラスを設け、実施してきたいと思っております。夜間に行う教室や、子連れOKの教室など、どなたでも参加しやすいように工夫して取組を続けたいと考えております。

以上が説明となります。ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明に対し、何か意見、質問などありますでしょうか。
D 委員 先ほどの糖尿病の連絡票ですけどこれは糖尿病性腎症に限ったではなくて、糖尿全体の事業ですか。

事務局 データヘルス計画を策定したときは、糖尿病性腎症の重症化予防についてのプログラムを策定していましたが、山梨県の糖尿病重症化予防プログラムというものが、腎症に限ったものでなく、糖尿病全体の重症化予防プログラムに3月に改定がされました。
それに伴って糖尿病全体を見るという形で、糖尿病の重症化予防を目的に、今回からは昨年度とは違いプログラムの設定の基準も少し値を下げたような形で取り組みを行っております。

議 長 他に何かありますか。
各委員 異議なし
議 長 無いようですので、議事2は承認されました。

議 長 **議事3 子ども・子育て支援金制度の導入について**
事務局に説明を求めます。

事務局 (資料4を使い説明)

<主な説明>

国の法律の改正により、令和8年度からの導入が決定しており、今年度中に、ご審議いただく必要があるものとなっている。

1. 子ども・子育て支援金制度とは

国は令和10年度までに「こども・子育て支援加速化プラン」をとりまとめ、このプランを賄う財源の一つとして「子ども・子育て支援金制度」の創設を含む法律が、令和6年6月12日に成立しました。令和8年度以降、保険者が医療保険の保険料と併せて被保険者から徴収し、支援納付金として国に納付します。この支援金は、児童手当の拡大・妊婦のための支援給付などの、財源の一部として充てられる事となります。

2. 国民健康保険税について

国保税は、医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度の財源となる「後期高齢者支援金分」、40歳から65歳未満の介護保険第2号被保険者の方が納める「介護分」の3区分から構成されています。これらに加え令和8年度からは新たに、「子ども・子育て支援金

分」が追加されることとなります。なお、18歳以下のこどもの均等割は賦課されないものとなっています。

3. 被保険者への影響について（国の試算）

国の試算では、国保加入者1人当たりの平均月額は、令和8年度が250円、令和9年度が300円、令和10年度が400円となる見込ですが、あくまでも、国全体の加入者平均見込なので、被保険者の所得に応じて金額に差異が生じます。

4. 今後のスケジュールについて

この新制度の導入に向けて、令和7年度中に条例改正と令和8年度当初予算案への反映が必要となります。国から詳細なスケジュールが示されておりませんが、令和8年度の施行に向け、厳しい作業日程が予想されます。

スケジュールの概要としては、国から国保に係る条例改正の参考例を発出し、その後、関係政令等の交付を行います。その後、県から納付金や標準保険料率について、仮算定や本算定の提示がなされる予定となっております。これらを受け、町国保の条例改正を策定し、運営協議会へ諮問を行い、皆様にご議論いただく予定となっております。その後、令和8年3月に富士川町議会令和8年第1回定例会にて、条例改正議案及び令和8年度の当初予算に係る議案を上程します。

可決された後、令和8年4月1日から「子ども・子育て支援金制度」が開始となります。

以上が説明となります。ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明に対し、何か意見、質問などありますか。
各委員 異議なし
議 長 無いようですので、議事3は承認されました。

議 長 議事4 その他

事務局に説明を求めます。

事務局 (別添資料2を使い説明)

<主な説明>

令和5年の6月9日に、「通称マイナンバー法等の一部を改正する法律」が公布されまして、令和5年12月27日に「マイナンバー法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」の交付がさ

れました。

これにより、令和6年12月2日以降従来の保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなりました。

1. 保険証の種類（仕組み）の変更について

令和6年12月1日現行の保険証の新規発行が終了となります。

12月2日以降は、健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード（通称マイナ保険証）を基本的に使っていただくという仕組みになります。

また、新たに資格取得された方などは、データ反映に数日かかりますので、そのような方へは役場で「資格情報のお知らせ」を交付し、マイナンバーカードと一緒に医療機関に提示することで受診が可能になります。

資格確認書は、マイナンバーカードを取得していない方、保険証の利用登録を行っていない方などに交付するもので、医療機関の窓口で提示することで現行の保険証と同様の受診が可能になります。

マイナ保険証を登録されていなくても、障害がある方ですとか介護認定を受けている方のような通院の際に必要な方は、申請していただければ追加交付をする仕組みができております。

2. マイナ保険証の利用率について

5月時点での富士川町と全国のマイナ保険証の利用ですが、富士川町は約32%、全国平均34%ですので、全国平均と比べてやや少なめです。富士川町のマイナ保険証の登録は71.4%ですので、登録はしているが、実際にマイナ保険証は利用していないという方が多いです。8月以降は基本的に資格確認書ではなくて、マイナ保険証で受診していただくこととなりますので、最終的にはこちらが上昇していくのではないかと考えております。

以上が説明となります。

議長
D委員

事務局の説明に対し、何か意見、質問などがありますか。

実物を見ましたが、資格情報のお知らせが紙製で大きさも小さく感じました。紛失してしまいそう。プラスチック製だと良いと思いましたし、カバーが付いていると良いと感じました。

事務局

基本的にはマイナンバーカードをお持ちであれば、ほとんどの病院を受診していただければと思いますので、こちらをお持ちでなくても大丈夫ですというご案内させていただいています。

ただ常にかかっている病院だとか鍼灸の施設だとか、マイナ保険証を読み取る機械がない場合には、必ず資格情報のお知らせ必要になりますので、その際は忘れずにお持ちくださいという案内をさせていただいております。ですので、そういった病院だとかに行かれる方については再発行ももちろんできるように、仕組みがなっております。

基本的にはマイナンバーカードの透明のフィルムがあると思うので、そこに合わせてお持ち歩きをお願いしたいという案内をしています。

D 委員 今度、マイナ保険証がスマートフォンでも利用できるサービスが始まりますよね。山梨県ではまだ見通しがないのでしょうか。確か読み取り機にスマホをかざすと保険の資格確認が出来るという制度でしょうか。

事務局 詳細は改めて調べてみます。

議長 他に何かありますでしょうか。

各委員 無し

議長 無いようですので、以上で議事4は終了します。ご協力ありがとうございました。

事務局(課長) **6 その他**

事務局からご連絡があります。

事務局 説明します。

<主な説明>

資料はございませんが、ご報告をさせていただきます。

過日県の国保援護課から連絡がありまして、国民健康保険法第92条の規定により設置されております、「山梨県国民健康保険審査会」委員の任期が本年6月30日に満了となるため、県内市町村の順番の中で、次期委員を富士川町の被保険者代表から推薦してもらいたいとの依頼を受けたところです。また、この審査会では、国民健康保険の不服申立てに関する審査を行います。

候補者の要件としまして、国民健康保険被保険者であり、任期は令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間とのことでした。この依頼を受けまして、本運協委員から、G委員を、御推薦させていただいたところでございます。

次回の運協開催スケジュールについて

議事3でも話が出たところではありますが、今後、国保税の増減が見込まれる中で、諮問・答申を行うことが予定されます。

令和8年1月から2月初めまでの間で、2回ほど運営協議会を実施することとなります。委員の皆様には、お忙しいところ大変恐縮に存じますが、早めに日程のご連絡をさせていただきますので、ご出席くださいますようよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明に対し、質問などありますでしょうか。

各委員 無し

事務局 委員の皆様から、何かございますか。

各委員 無し

事務局 無いようですので、これで運営協議会を締めさせていただきます。

事務局(課長) **次第7 閉会**

副会長お願いいたします。

副会長 (あいさつ)

(午後8時20分閉会)